2　国土交通大臣は、前項各号に掲げる試験を行うに当たっては、試験自動車を、市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が装備された状態で使用するものとする。

（年少者用補助乗車装置の評価）

第五条　年少者用補助乗車装置の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一　前面衝突安全性能（乳児用ベッドに限る。）	横向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を横向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、乳児用ベッドの底面の傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、乳児用ベッドの放出性（衝突時に年少者用補助乗車装置本体が当該取付部から放出されたか否かをいう。以下同じ。）並びにバックルの解離性（衝突時に年少者用補助乗車装置のバックルが解離したか否かをいう。以下同じ。）に基づいた四段階の指標
二　前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。）	後ろ向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、シート・バック面の最大傾斜角度、ダミーの頭部の前方への移動量、胸部合成加速度、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基づいた四段階の指標
三　前面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。）	前向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の速度を五十五キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、胸部合成加速度、胸椎の接触状況、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、幼児への加害性（衝突時に年少者用補助乗車装置によって腹部等身体の弱い部分を圧迫するなど当該装置が幼児に傷害を与えるおそれがあるか否かをいう。）並びにダミーの座席脱落性（衝突時にダミーが年少者用補助乗車装置から脱落したか否かをいう。）に基づいた四段階の指標
四　使用性	年少者用補助乗車装置の取扱いやすさ、装着性、操作性、取扱いの説明のわかりやすさ等使用者の自動車の座席への確実な取付けのしやすさを評価する試験	年少者用補助乗車装置の評価に熟知した複数の専門家による、試験対象の年少者用補助乗車装置の取扱説明書、本体表示、本体機構の安全性、取付性及び装着性についての五段階の指標

（公表項目）

第六条　国土交通大臣は、第四条に基づき評価された試験自動車ごとに、及び第五条に基づき評価された年少者用補助乗車装置ごとに、それぞれの評価の結果を公表するとともに、自動車の安全装置の装備状況等を公表するものとする。

（公表方法）

第七条　国土交通大臣は、前条の公表項目を冊子に取りまとめるとともに、それをインターネット等を用いて公表するものとする。

（実施機関）

第八条　独立行政法人自動車事故対策機構は、第四条及び第五条に規定された試験の実施に係る事務及び第七条に規定された公表に係る事務を行うものとする。

（その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要と認める事項）

第九条　国土交通大臣は、評価の実施及びその結果の公表に際し、自動車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を聞くものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○関東地方整備局告示第二百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	埼玉県比企郡川島町大字白井沼字猿ケ谷戸九〇〇番一から同町大字三保谷字元宿三七二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

関東地方整備局　図面縦覧場所

○北陸地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号	糸魚川市大字歌字浜山九五四番二地内

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号及び百五十九号	金沢市もりの里三丁目二〇一番二から同市もりの里三丁目二〇二番まで

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
金沢市もりの里三丁目二〇一番二から同市もりの里三丁目二〇二番まで	前	一七・七〇～一七・七〇メートル	〇・〇一一キロメートル
	後	一八・三五～四二・二〇メートル	〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所